

菰野町高齢者健康増進施設利用事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この事業は、菰野町内の旅館・ホテルの大広間等を利用して、高齢者に教養の向上、レクリエーション、介護予防等のための場を提供し、高齢者の心身の健康増進を図るとともに、高齢者の交流を促進し、生きがいつくり及び閉じこもり等の防止を図ることで、要介護度の軽度化や要介護認定者数の増加を抑制することを目的とし、この告示において、その利用等に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) この事業の「利用者」とは、菰野町老人クラブ連合会に加入している者又は菰野町内に住所を有する65歳以上の者で菰野町に対して所定の登録を行った団体に属する者をいう。
- (2) この事業の「事業者」とは、菰野町と菰野町高齢者健康増進施設利用事業に係る協定を締結し、利用者に対して施設を提供する旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を行う者をいう。
- (3) 「高齢者健康増進施設」とは、前号に規定する事業者がこの事業のために提供する大広間、客室、会議室、食堂等とそれに付随する施設をいう。

(利用期間)

第3条 高齢者健康増進施設を利用できる期間は、各年度4月1日から翌年3月31日までとする。

(利用条件)

第4条 利用者は、事業者が利用可能であると判断した日時において、事業者が提供可能な高齢者健康増進施設を利用することができる。

2 利用者が、高齢者健康増進施設を利用する際は、以下の各号のいずれかを満たさなければならない。

- (1) 同一単位老人クラブに所属する5人以上での利用
- (2) 菰野町老人クラブ連合会が主催する行事等で、5人以上での利用
- (3) 菰野地区連合会、鶉川原地区連合会、竹永地区連合会、朝上地区連合会及び千種地区連合会が主催する行事等で、5人以上での利用

(4) 菰野町に対して所定の登録を行った同一団体に所属する5人以上での利用

3 利用者は、菰野町が事業者に割り振った利用可能な人数の範囲内において、高齢者健康増進施設を利用できるものとする。

(団体登録)

第5条 前条第2項第4号の規定により、高齢者健康増進施設を利用しようとする利用者が所属する団体の代表者は、事業者へ高齢者健康増進施設の利用を申請する前に、菰野町へ菰野町高齢者健康増進施設利用団体登録申請書(新規・変更)(様式第1号)及び当該団体に所属する者の氏名、住所及び電話番号を明記した名簿を提出し、高齢者健康増進施設利用団体の登録を行わなければならない。

(利用団体証等の交付)

第6条 菰野町は、前条の申請の内容を審査し、登録を認める場合は、菰野町高齢者健康増進施設利用団体証(様式第2号)、認めない場合は、菰野町高齢者健康増進施設利用団体登録不認定通知書(様式第3号)を交付する。

(事業者の公募)

第7条 菰野町は、菰野町内において旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を行う者(以下「旅館等」という。)から事業者となるものを公募する。

2 前項により応募する旅館等は、この告示及び菰野町が提示する協定書の内容を確認の上、菰野町高齢者健康増進施設事業者登録申請書(様式第4号)を菰野町に提出し、登録に必要な審査に協力するものとする。

(協定の締結)

第8条 菰野町は、前条第2項の申請をした旅館等が、この事業における高齢者健康増進施設の提供者としての条件を満たすと判断した場合は、当該旅館等と菰野町高齢者健康増進施設利用事業に係る協定を締結するものとする。

(事業者からの提供等)

第9条 事業者は、利用者の申請に基づき、利用人数及び利用目的に応じた高齢者健康増進施設を提供するものとする。なお、事業者が利用者に対して、有料又は無料にて飲食物や入浴施設の提供、遊戯施設の貸出し等を行うことは妨げない。

2 事業者は、利用者が希望する場合は、利用者と協議の上、利用者が指定する菰野町内の地点と事業者の提供する高齢者健康増進施設間の無償送迎を実施するものとする。ま

た、事業者は、利用者に求められた際は、20名以上の定員を有する車両での無償送迎を実施しなければならない。

3 前項に規定する菰野町内の地点は、第4条第2項各号に基づく高齢者健康増進施設の利用1回につき、最大2か所とする。

(利用手続)

第10条 利用者は、必ず事業者へ事前に電話又は事業者窓口にて予約を行わなければならない。また、予約できる期間は、利用日の1か月前から1週間前までとし、キャンセル及び人数の変更は、利用日の3日前までに事業者へ連絡しなければならない。

2 事業者は、菰野町高齢者健康増進施設利用者名簿(様式第5号)を設置し、利用者が高齢者健康増進施設を利用するときに利用者に対し名簿への記載を求めるものとし、当該利用者名簿を適切に保管するものとする。

(利用者の責務)

第11条 高齢者健康増進施設の利用者は、以下の事項を遵守するものとする。

- (1) 飲食物、玩具、楽器等の原則持込禁止
- (2) 事業者が規定する施設利用約款等
- (3) その他、事業者からの指示事項

2 利用者は、高齢者健康増進施設を利用する際は、事業者の求めに応じて菰野町高齢者健康増進施設利用者名簿への記載を行う。

3 第4条第2項第4号の規定により高齢者健康増進施設を利用する者は、必ず、第6条に規定する高齢者健康増進施設利用団体証を提示しなければならない。

(利用料の支払)

第12条 菰野町は、事業者に対して利用者1人につき1回当たり1,000円の利用料を支払うものとする。

2 利用料は、予算の範囲内において、事業者に割り振った利用可能な人数の上限に達するまでを限度として支払う。

(請求)

第13条 事業者は、前条の利用料の請求に際し、菰野町高齢者健康増進施設利用料請求書(様式第6号)及び菰野町高齢者健康増進施設利用者名簿を付して、1か月分をまとめて請求するものとする。ただし、第4条第2項第4号に規定する高齢者健康増進施設の利用にあつては、高齢者健康増進施設利用団体証の写しも付して請求するものとする。

(不正利用の禁止)

第14条 菰野町は、利用者の不正利用があった場合には、当該利用者及び当該団体の以後の高齢者健康増進施設の利用を禁止することができるものとする。

(個人情報の取扱い)

第15条 事業者は、この事業で知り得た個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 事業者は、この事業で知り得た個人情報等をこの告示に必要なこと以外に利用してはならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この告示は令和5年9月1日から施行する。

(利用期間の経過措置)

第2条 令和5年度における利用期間は、第3条の規定にかかわらず、令和5年10月1日から令和6年3月31日までとする。

2 利用者は、令和5年度において、実施期間中に1人当たり2回を限度として、高齢者健康増進施設を利用できるものとする。

様式第1号（第5条関係）

菰野町高齢者健康増進施設利用団体登録申請書（新規・変更）

この名簿の記載事項について、菰野町内に住所を有するかの調査を行うことに同意します。

ふりがな		
団体名		
代表者	住所	〒 菰野町
	ふりがな	
	氏名	
	電話	
郵便物等 送付先	<input type="checkbox"/> 代表者に同じ <input type="checkbox"/> 代表者以外（下記に記入してください）	
	住所	〒 菰野町
	ふりがな	
	氏名	
	電話	
団体の 活動内容 又は目的		
構成員数	合計 名（代表者含む）	

※ 団体に所属する者の氏名、住所及び電話番号を明記した名簿を添付してください。（任意様式可）

菰野町長 宛

年 月 日

菰野町高齢者健康増進施設利用団体登録申請書（新規・変更）
添付名簿

団体名 _____

氏名	住所	電話番号
	菰野町	

※ 氏名、住所、電話番号の記載のある既存の名簿がある場合は、既存の名簿を利用できます。

様式第2号（第6条関係）

菰野町高齢者健康増進施設利用団体証

下記団体は、菰野町高齢者健康増進施設利用団体である。

ふりがな		
団体名		
構成員数	合計 名（代表者含む）	
代表者	住所	〒
	ふりがな	
	氏名	

※ 菰野町高齢者健康増進施設利用事業が廃止になったとき、この証は無効となります。また、同事業の内容に変更等が生じたときは、利用団体の登録を改めて行っていただく場合があります。

※ 構成員に変更等があった場合は、菰野町高齢者健康増進施設利用団体登録申請書（新規・変更）（様式第1号）にて再度登録申請を行ってください。

年 月 日

菰野町長

様式第3号（第6条関係）

菰野町高齢者健康増進施設利用団体登録不認定通知書

年 月 日付で申請のあった菰野町高齢者健康増進施設利用団体登録申請については、審査の結果、不認定となりましたので通知します。

ふりがな		
団体名		
構成員数	合計 名（代表者含む）	
代表者	住所	〒
	ふりがな	
	氏名	

不認定の理由

年 月 日

菰野町長

様式第5号（第10条関係）

菰野町高齢者健康増進施設利用者名簿

利用日 年 月 日 利用団体名 事業所名

この名簿の記載事項について、菰野町が事業の利用状況等を確認するため、調査を行うことに同意します。

番号	氏名	住所
1		菰野町
2		菰野町
3		菰野町
4		菰野町
5		菰野町
6		菰野町
7		菰野町
8		菰野町
9		菰野町
10		菰野町
11		菰野町
12		菰野町
13		菰野町
14		菰野町
15		菰野町

※ この名簿に書ききれない場合は、コピーして使用してください。

様式第4号（第7条関係）

菰野町高齢者健康増進施設事業者登録申請書

菰野町高齢者健康増進施設利用事業実施要綱等の内容を確認の上、菰野町高齢者健康増進施設利用事業のための施設を提供する事業者の登録を申請します。

菰野町長 宛

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は商号及び代表者氏名

印

様式第6号（第13条関係）

菰野町高齢者健康増進施設利用料請求書

菰野町長 宛

年 月 日

(請求者) 所在地

事業所名

代表者氏名

金 _____ 円

菰野町高齢者健康増進施設利用料として上記金額を請求し、下記口座への振り込みを依頼します。

記

振込先	銀行 信用組合 信用金庫 農協	支店 本店 出張所
	口座種別 普通・当座	口座番号
	(フリガナ) 口座名義人	

添付書類

- ・菰野町高齢者健康増進施設利用者名簿（様式第5号）
- ・菰野町健康増進施設利用事業実施要綱第4条第2項第4号に規定する高齢者健康増進施設の利用にあつては、高齢者健康増進施設利用団体証（様式第2号）の写し